

令和 8 年度
京都市下京区総合庁舎
設備管理業務仕様書

所在地	京都市下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路町 6 0 8 番地の 8
構造	S R C 地下 1 階地上 5 階建
建築面積	1, 3 7 2. 8 8 m ²
延床面積	6, 4 4 6. 2 3 m ²
敷地面積	2, 3 7 4. 8 7 m ²

総則

- 1 受託業者（以下「乙」という。）は、京都市契約事務規則及び関係法規等を遵守のうえ、誠意をもって設備管理業務を実施すること。
- 2 乙が業務の実施に関し、京都市下京区総合庁舎管理者（以下「甲」という。）の指示に従わないときは、業務の全部又は一部の中止を命じることができる。
- 3 前項の中止により乙に損害が生じることがあっても、本市に損害賠償の責はない。

I 基本事項

1 管理業務の基本事項

本業務は、京都市下京区総合庁舎の設備管理業務であり、次の事項に注意し、誠意をもって遂行すること。

- (1) 常駐時間内（午前8時から午後5時15分）本仕様書に定める業務を行う他、常に良好な庁舎環境を保つように努めるとともに、その目的を達成するための業務を行う。
なお、本仕様書に定める業務について、常駐技術者で対応できるものは常駐技術者で対応することとするが、常駐技術者で対応できない業務については、その業務に必要な有資格者を十分に確保する。
- (2) 管理業務に際しては、年間計画を作成し、業務を総合的かつ円滑に実施する。
- (3) 業務の実施に当たっては、各関係諸法令等を遵守する。
- (4) 業務の実施に当たっては、常に善良なる管理者として全力を挙げて行う。
- (5) 業務上知り得たことについては、絶対に外部に漏らさない。
- (6) 緊急時及び臨時の措置については、甲からの依頼により、そのつど適切な措置を講じる。
- (7) 京都市下京区総合庁舎は、「京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム（KYOMS）」を運用する事業所であるため、本仕様書に基づくあらゆる業務を行う際には、可能な限り環境への配慮を行う。
- (8) 関係諸法令等の改正により、点検項目等業務に変更の必要が生じたときは、それに従い業務を行う。
- (9) 空調設備の必要な計器類を日常にて巡回計測点検を行う。（点検表は受託者にて作成を行い、甲の担当者の承認を得ること）

2 常駐技術者について

- (1) 常駐時間内（午前8時から午後5時15分）において常時配置する1名については、次の資格のうちいずれかを有する者の中から選任し、京都市下京区総合庁舎の施設に支障のないよう、業務に精通した技術者を従事させる。
 - ア 建築物環境衛生管理技術者
 - イ 甲種又は乙種各類消防設備士
 - ウ 消防設備検査有資格者
 - エ 電気主任技術者3種以上
 - オ 電気工事士2種以上
 - カ 設備士、技術士

キ その他この仕様書に定める業務を遂行するために必要な有資格者

(2) 勤務時間は午前8時から午後5時15分とする。

(3) 休日は、土・日曜日、国民の休日及び12月29日から1月3日までの期間とする。

(4) 常駐技術者は乙の作業服及び名札を着用し、契約書の定めるところにより、秩序ある勤務を行う。

(5) 業務内容

ア 中央監視室において監視盤による自動手動運転の監視、操作及び各現場機器の監視、操作、計測、点検記録並びに各現場機器の巡視点検、保守及び管理

イ 消防法に基づく点検及び報告

ウ その他各種法令に基づく点検、計測

エ 点検、計測データ、各種使用量の記録及び報告

オ エレベーター、自動扉の運転状態監視

カ 設備等の緊急時における連絡及び応急処理

キ 各種官公庁提出書類の作成及び提出

ク 各種官公庁検査の準備及び立会い

ケ 施設管理に必要な資料の作成、収集及び保管

コ 年間保守計画及び報告書の作成並びに作業計画の立案と作成

サ 各階設備機械室、電気室、中央監視室、その他設備の保守管理に必要な各場所の整理整頓及び清掃

シ 備品工具類及び消耗品類の管理

ス 庁舎内外の施設の定期的巡視点検

セ 照明灯、照明器具（敷地内高所の街路灯を含む）の清掃及び交換

ソ 建具等の軽易な補修、修理、設置作業

タ 庁舎内の適正温度の維持管理（冷房時：28度、暖房時：19度）

チ 敷地内の樹木、花壇等への散水（夏期は毎日、その他は適時）

ツ 屋上排水口等の清掃、除草

テ その他施設の保守管理に必要な業務

ト 平成27年4月1日施行の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく各ビルマルチエアコン等の冷媒漏れが無いかの目視点検（1日1回）

ナ 傘袋スタンドの設置（雨天時、庁舎2玄関2箇所）

ニ 庁舎内の男女共用便所、女性用便所及び多目的便所に設置した水流音器・自動水栓の電池交換

ヌ 庁舎1階ロビーに設置した水道直結式給水機「ナノラピア トリニティ」の日常メンテナンス（7日以上連続した閉庁日の翌開庁日に水抜き等）

ネ 開庁時間に合わせた庁舎1階玄関（南北2箇所）自動ドアの解錠（解錠時間については、協議のうえ決定する。）

3 緊急時等における対応について

故障・修理等の発生時には、常時（24時間、365日）受け付けて、乙の技術員が

速やかに対応し、的確な処置を行うこと。

4 経費分担

(1) 甲の負担

- ア 保守管理上必要な光熱水費
- イ 補修、修理等を必要とする際の費用
- ウ 2-(5)-ソに伴う部品の実費分
- エ 蛍光灯、照明用・消防設備用電球類の費用
- オ 水流音器・自動水栓の電池の費用
- カ 官公庁に提出する以外の測定紙、記録紙の複写に係る費用。ただし、甲の機器を使用する場合に限る。

(2) 乙の負担

- ア 保守管理上必要な工具及び測定器並びに筆記用具
- イ 保守管理上必要なグリス、オイル、ウエス等の消耗品
- ウ 軽微な修繕に使用するシートパッキン、Oリング等の消耗品

5 その他

- (1) 乙は、業務上知り得たことについては甲の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。
- (2) 業務において万一事故等が起こった場合、乙の取扱不備、操作不良等により機器を損傷させたとき及び乙の責に帰すべき理由により発生した事故については、乙の責任において賠償（補償）するものとし、事故発生の原因及び被害の内容を直ちに報告しなければならない。ただし、甲又は第三者の責に帰する理由に発生した事故等については、甲において処理するものとし、乙としては賠償（補償）の責を免れるものとする。

II 建築物環境衛生管理業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル衛生管理法）に基づき、環境衛生上、適正な建物の維持管理を行うこと。

1 業務の種類

- (1) 建築物環境衛生管理技術者選任
- (2) 空気環境測定
- (3) 飲料用水受水・貯水槽清掃
- (4) 簡易専用水道定期検査（書類検査）
- (5) 飲料用水水質検査
 - ア 残留塩素濃度測定
 - イ 水道法に基づく簡易水道の水質基準項目の検査
- (6) 汚水、排水槽清掃
- (7) 衛生害虫防除業務
- (8) ウォータークーラー等清掃

2 業務の内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者選任（常時選任 12箇月分）

「ビル衛生管理法」に基づき、建物の維持管理が環境衛生上、適正に行われるように監督させるため「ビル衛生管理技術者」を選任し、下記の業務を行う。

- ① 空気環境（空調設備）の調整関係、給排水関係、清掃関係、ごみ処理関係、ネズミ・害虫等の発生状況についての目視点検
- ② 維持管理業務計画の立案及び全般的な監督
- ③ 環境衛生上の維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
- ④ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ⑤ 維持管理が管理基準に従って行われるようにする必要がある場合の維持管理権限者への意見具申
- ⑥ 帳簿書類の保持管理（5年保存）
 - ア 管理基準に関する帳簿書類
 - a 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにネズミ、害虫等の防除の状況
 - b 当該措置に関する測定又は検査の結果
 - c 当該措置に関する設備の点検及び整備の状況
 - イ 環境衛生上に必要な事項を記載した帳簿書類

(2) 空気環境測定（2箇月以内毎に1回 計6回実施）

測定については、ビル管理技術者又は空気環境測定実施者講習の終了者のうちどちらか1名以上で、測定を実施し記録を行う。

測定は1測定ポイントにつき、1日2回（始業後、午後2時以降）行う。

- ① 測定ポイント 各階13測定ポイント
- ② 測定項目 炭酸ガス、一酸化炭素、浮遊粉じん、温度、相対湿度及び気流
- ③ その他
 - ア 照度測定（年2回）をいずれかの測定時に併せて実施する。
 - イ 実施日及び測定ポイントについては、甲と協議のうえ行う。

(3) 飲料用水受水槽及び高架水槽設備清掃（年1回）

① 対象となる設備

ア 受水槽

- a 数量 2基
- b 材質 FRP
- c 容量 20m³

イ 高架水槽

- a 数量 2基
- b 材質 FRP
- c 容量 3m³

② 業務内容

- ア 水槽内部の汚泥及び錆の搬出・排出
- イ 水槽内部の清掃・洗浄及び水槽内の塩素消毒

- ウ 本体、架台の機能、損傷の点検
- エ 給水管、水抜き管、オーバーフロー管の機能、損傷の点検
- オ 揚水ポンプ、自動制御装置の機能、損傷の点検
- カ 作業後の残留塩素の測定、色度、濁度、臭気、味の簡易検査
- キ 作業完了報告書（水槽内部の清掃前、清掃後の写真含む）の提出

③ その他

- ア 点検結果において補修、改修、部品取替等が必要なときの状況報告を行う。
- イ 実施日については、甲と協議のうえ行う。

(4) 簡易専用水道定期検査

水道法での簡易専用水道に係る規定に基づく定期検査を、定められた検査機関に申し込み、書類検査を受ける。

(5) 飲料用水水質検査

① 飲料用水残留塩素濃度測定（週1回）

末端水栓における飲料用水の残留塩素濃度測定（各階1箇所及び2階ウォータークーラー 計7箇所）

② 一般項目（建築物環境衛生管理基準に基づき6箇月以内に1回実施）

一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物※、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物※、鉄及びその化合物※、銅及びその化合物※、塩化物イオン、蒸発残留物※、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度の16項目

※の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略する。

③ 精密項目（建築物環境衛生管理基準に基づき6月1日から9月30日までの間に年1回実施）

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒドの12項目

(6) 汚水槽等清掃（6箇月以内に1回）

① 対象となる設備

- ア 数量 2基
- イ 材質 コンクリート
- ウ 容量 3 m³

② 業務内容

- ア 水槽内部の汚泥及び錆の搬出・排出（バキュームによる。）・処分
- イ 水槽内部の清掃・洗浄
- ウ 本体の機能、腐食、損傷の点検
- エ ポンプ、自動制御装置の機能、損傷の点検
- オ 作業完了報告書（水槽内部の清掃前、清掃後の写真含む）の提出

③ その他

- ア 作業終了後に水槽から臭気が出ないように、適切な処置を行う。

イ 点検結果において補修、改修、部品取替等が必要なときの状況報告を行う。

ウ 実施日については、甲と協議のうえ行う。

(7) 衛生害虫駆除

① 実施回数 全館（年2回）

湯沸場7か所、洗面7か所、便所8か所（月1回）

② 使用薬剤 ダイアズノンMC・ヒドラメチルノン・アルキルアミド等

③ 作業方法 残留噴霧法・煙霧法・空間噴霧法等による生息場所、通り道等への薬剤噴霧

④ その他

ア 使用薬剤・作業方法については上記の限りではなく、甲と協議のうえ決定する。

イ 実施日については、甲と協議のうえ行う。

(8) ウォータークーラー清掃（年1回）

2階ウォータークーラー内部の清掃を行う。

Ⅲ 機械設備管理業務

関係法規等を遵守のうえ、空調設備機器の運転操作及び監視、巡視点検、保守及び維持管理を行うこと。

1 空調設備管理

(1) 空調設備の運転及び保守

① 対象となる設備（別紙1～4空調設備機器リストによる）

② 運転期間及び運転時間

土・日曜日・国民の休日及び12月29日から1月3日を除く

ア 冷房運転期間 6月15日から9月30日まで

イ 暖房運転期間 11月15日から3月31日まで

ウ 運 転 時 間 午前8時から午後5時15分まで

ただしア、イ及びウについては、甲乙協議のうえ、変更する場合がある。

③ 業務内容

ア 運転日誌及び、運転記録の作成

イ 冷暖房の切替時の各種設定

冷暖房時に適正な温度等となるよう各種設定を行う。

ウ フィルター・ファン清掃（年2回）

空調機内への埃、塵、ゴミ等の侵入を防ぎ、また、冷暖房効率の低下を防ぎ、必要風量を確保するため、空気調和機、ファンコイルのフィルター、ファン、ドレンパンの清掃を行う。なお、必要に応じて吹出・吸込口等の清掃も行う。

また、ビルマルチエアコン室内機のフィルターについては、冷房、暖房の運転前のほか、適時汚れ具合を確認し清掃を行う。

④ その他の業務

ア 空調設備の腐食、損傷、漏水点検

イ 空調設備の運転を適正に保つための本体及び付属設備等の点検及び整備

ウ 点検、整備結果において補修、改修、部品取替等が必要なときの状況報告

エ 故障発生時の適切、迅速、的確な応急処置及び速やかな甲への報告

(2) 空調設備の保守点検

① 対象となる設備 (別紙1～4空調設備機器リストによる)

※③のみ2階ウォータークーラーを対象に加える。

② メーカー仕様点検に基づき年2回(フィルター清掃含む)実施

ア 送風機

- a ファン及びモートルベアリングの腐食、損傷、作動点検
- b 異常振動の有無
- c エアフィルター清掃(メーカー仕様の回数に基づくこと)

イ 電装品

- a 接触器の損傷、作動点検
- b サーモスタットの損傷、作動点検
- c タイマーの損傷、作動点検
- d 圧力スイッチの損傷、作動点検
- e 電磁弁の損傷、作動点検
- f クランクケースヒーターの損傷、作動点検
- g 端子ゆるみの外観、作動点検
- h プリント基板の損傷、作動点検

ウ 冷媒系統

- a 冷媒洩れ検査
- b 膨張弁・毛細管の損傷、作動点検
- c 冷却コイル汚れの有無及び清掃
- d 圧縮機の腐食、損傷、作動点検
- e 凝縮器汚れの有無及び清掃

エ 保護装置

- a 圧力スイッチの作動点検
- b (圧)過電流リレーの作動点検

オ 運転状況時の各電圧、各温度、各湿度等の検査

カ 本体及び付属設備の腐食、損傷、漏水点検

③ 平成27年4月1日施行の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく点検

ア 簡易検査 3箇月に1回

- a 冷媒洩れ検査
- b 膨張弁・毛細管の損傷、作動点検
- c 冷却コイル汚れの有無及び清掃
- d 圧縮機の腐食、損傷、異音、作動点検
- e 凝縮器汚れの有無及び清掃
- f 配管の腐食、損傷、油にじみ

イ 定期点検

圧縮機の定格出力が50kW以上の場合は1年に1回以上、7.5kW～50kWの

場合は3年に1回以上実施。(直近では令和7年度実施済、次回は令和10年度)(法令に従った有資格者にて実施すること)

点検内容は上記メーカー仕様に基づく。

また、その他施行された法令に基づいた点検を行う。

④ その他

ア 点検終了後に点検報告書の提出

イ 点検結果において補修、改修、部品取替等が必要なときの、状況報告

ウ 実施日については、甲と協議のうえ行う。

2 警報設備保守点検

① 対象設備

プレックス TS-400A 1台、CE-180 4基

(宿直室、2階旧福祉事務所長室、2階廊下、3階銀行窓口、3階旧税務センター)

② 制御盤及び検出器の点検(年3回)

ア 警報制御盤

a 外観の損傷・錆・腐食の有無

b 各表示灯の点灯確認

c チャンネルテスト

d 検知器の入・切テスト

e エリアレベル調整

f 地区表示灯の点灯確認

g ブザーの鳴動確認

イ 検出器

a 外観の損傷・錆・腐食の有無

b 作動テスト

③ その他

ア 点検終了後に報告書の提出

イ 点検結果において補修、改修、部品取替等が必要なときの状況報告

ウ 実施日については、甲と協議のうえ行う。

3 消防用設備等法定点検

消防法の規定に基づき、点検を適正に行うこと。

① 対象設備 (別紙5 消防用設備機器等リストによる)

② 点検回数

ア 外観・機能点検 年1回

イ 外観・機能・総合点検 年1回

③ 業務内容

ア 外観・機能点検(6箇月ごと)

a 外観点検

- b 機能点検
- イ 外観・機能・総合点検
 - a 外観点検
 - b 機能点検
 - c 総合点検
- ④ その他
 - ア 点検結果報告書の作成及び消防署への提出
 - イ 消防署への提出は1回／3年
(直近では令和7年度提出済、次回は令和10年度)
 - ウ 点検、整備結果において補修、改修、部品取替等が必要なときの状況報告
 - エ 実施日については、甲と協議のうえ行う。

IV 建築基準法等に基づく定期検査

1 建築物の敷地及び構造の定期点検その他業務

(1) 委託する業務

- ① 建築基準法（以下「法」という。）第12条第2項の規定に基づき、「建築物の敷地及び構造」を点検し、その結果を報告する。

点検回数：1回／3年（直近では令和6年度実施済、次回は令和9年度実施予定）

- ② 京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第13条の2の規定に基づき、「屋外広告物」を点検し、その結果を報告する。

点検回数：1回／3年（直近では令和7年度実施済、次回は令和10年度実施予定）

- ③ ①及び②の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

- (2) 詳細は別紙6「京都市下京区総合庁舎の建築物の敷地及び構造の定期点検その他業務委託仕様書」のとおり

2 建築設備（昇降機を除く。）の定期点検その他業務

(1) 委託する業務

- ① 建築基準法（以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、「建築設備（昇降機を除く。）」及び「防火設備」を点検し、その結果を報告する。

点検回数：1回／年

- ② ①の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘内容があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

- (2) 詳細は別紙7「京都市下京区総合庁舎の建築設備（昇降機を除く。）の定期点検その他業務委託仕様書」

V その他の設備管理業務

関係法規等を遵守のうえ、その他設備機器及び器具・建具の監視、巡視点検、保守及び維持管理を行うこと。

- (1) エレベーター、自動扉の定常運転の確認
- (2) 各種ポンプの運転状況の確認
- (3) 衛生設備・器具等の外観の損傷・錆・腐食の有無の確認
- (4) 中央監視盤による、各種定常運転の確認
- (5) 建物内外の案内板等外観の損傷・錆・腐食の有無の確認
- (6) 建物内外の建具等外観の損傷・錆・腐食の有無の確認
- (7) 照明器具の点灯確認及び不良照明球の取替え
- (8) 給・排気ダクト及び換気機器のフィルター清掃（年1回以上）
- (9) ホール及び廊下等に設置している換気扇（2箇所）・壁掛け扇風機（20箇所）の清掃（年2回以上）
- (10) 電気、ガス、水道の小メーターの読取り及び報告（各月1回検針時）
- (11) その他軽微な修繕作業
（マグネットのタクト交換、ケレップ交換、圧力ゲージの取替、軸受の取替等）
- (12) 点検、整備結果において補修、改修、部品取替等が必要なときは、状況報告を行う。

VI その他

- 1 契約更新時、本業務を別の業者から引き継ぐ場合、また、別の業者に引き継ぐ場合は、双方協力により十分な引継ぎを行うこと。
- 2 本仕様書に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議すること。

VII 委託期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

空調機設備機器リスト(換気設備)

別紙1

名 称	仕 様		設置台数
給気ファン SF-1 地下機械室設置	床置型	動力:5.5kW	1台
		定格:22A	
排気ファン EF-1 地下機械室設置(電気室)	床置型	動力:11kW	1台
		定格:42A	
排気ファン EF-2 地下機械室設置(車庫)	床置型	動力:2.2kW	1台
		定格:9A	
排気ファン EF-3 5階機械室設置(湯沸室)	天井吊下型 (消音BOX内)	動力:0.75kW	1台
		定格:3.7A	
排気ファン EF-4 5階機械室設置(便所)	天井吊下型 (消音BOX内)	動力:0.75kW	1台
		定格:3.7A	
排気ファン	天吊型	動力:1.5kW	2台
排気ファン	天井内吊型	動力:100W	3台
排気ファン	天井内吊型	動力:90W	5台
排気ファン	天井内吊型	動力:40W	1台

空調機設備機器リスト(1～3階系統)

別紙2

名 称	仕 様	設置台数
ヒートポンプ式屋外機 木村工機(株)製 ACP-1-1 ACP-1-2 ACP-1-3 ACP-2-1 ACP-2-2 ACP-2-3	型式	KM-24(10S+14S)
	冷凍能力	3.94 + 4.62 冷凍トン/日
	冷媒	R410A
		KM-10S
	圧縮機出力	6.7kW 10HP
	風量	11100 m ³ /h
		KM-14S
	圧縮機出力	10.1kW 14HP
	風量	11100 m ³ /h
空冷HP式直膨 エアハンドリングユニット 木村工機(株)製	プラグファン組込水平型	
	FCH	490ZMX(改)
	冷媒	R 410A
	定格出力	16.8 Kw×3セット
	冷却能力	167.2 kW
	加熱能力	184.4 kW
	送風量	29000 m ³ /h
	機外静圧	400 Pa
空冷HP式直膨 エアハンドリングユニット 木村工機(株)製	プラグファン組込水平型	
	FCH	490ZMX(改)
	冷媒	R 410A
	定格出力	16.8 Kw×3セット
	冷却能力	173.0 kW
	加熱能力	182.0 kW
	送風量	27100 m ³ /h
	機外静圧	400 Pa
空冷ヒートポンプ式 天井埋込ダクト外形エアコン ダイキン工業(株)製 (市民窓口課専用) 平成3年6月設置	型式	SHYM100D
	室外ユニット	RY100D
	冷媒	R22(4.0kg)
	定格出力	3.0 kW
	室内ユニット	FHYM100CA

空調機設備機器リスト(4～5階系統)

(室外機)

別紙3

名 称	記 号	仕 様	設置台数	
ビル用マルチエアコン 三菱電機(株)製	EHP-1	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-P560DM-G	1台
		冷房能力	56.0 kW	
		暖房能力	63.0 kW	
		送風量	180 m ³ /min	
		熱交換器型式	クロスフィンチューブ	
		冷媒	R 410A	
		定格出力	10.9 kW	
	EHP-2	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-P450DM-G	1台
		冷房能力	45.0 kW	
		暖房能力	50.0 kW	
		送風量	140 m ³ /min	
		熱交換器型式	クロスフィンチューブ	
		冷媒	R 410A	
		定格出力	8.4 kW	
	EHP-3	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-690SDM-G	1台
		冷房能力	69.0 kW	
		暖房能力	76.5 kW	
		送風量(No.1)	170 m ³ /min	
		送風量(No.2)	185 m ³ /min	
		熱交換器型式	クロスフィンチューブ	
		冷媒	R 410A	
定格出力		12.7 kW		
EHP-4	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-690SDM-G	1台	
	冷房能力	69.0 kW		
	暖房能力	76.5 kW		
	送風量(No.1)	170 m ³ /min		
	送風量(No.2)	185 m ³ /min		
	熱交換器型式	クロスフィンチューブ		
	冷媒	R 410A		
	定格出力	12.7 kW		
EHP-5	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-P400DM-G	1台	
	冷房能力	40.0 kW		
	暖房能力	44.0 kW		
	送風量	185 m ³ /min		
	熱交換器型式	クロスフィンチューブ		
	冷媒	R 410A		
定格出力	7.4 kW			

(室内機)

名 称	記 号	仕 様	設置台数	
ビル用マルチエアコン 三菱電機(株)製	EHP-1-1	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P36BM-G	3台
		冷房能力	3.6 kW	
		暖房能力	4.0 kW	
		熱交換器型式	クロスフィン	
	EHP-1-2	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P45BM-G	1台
		冷房能力	4.5 kW	
		暖房能力	5.0 kW	
		熱交換器型式	クロスフィン	
	EHP-1-3 EHP-3-2 EHP-4-3	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P71BM-G	14台
		冷房能力	7.1 kW	
		暖房能力	8.0 kW	
		熱交換器型式	クロスフィン	
	EHP-2-1 EHP-3-1	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P112BM-G	8台
		冷房能力	11.2 kW	
		暖房能力	12.5 kW	
		熱交換器型式	クロスフィン	
	EHP-3-3 EHP-4-2 EHP-5-2	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P56BM-G	5台
		冷房能力	5.6 kW	
		暖房能力	6.3 kW	
		熱交換器型式	クロスフィン	
EHP-4-1	ビル用マルチエアコン室内機	PKFY-P28BM-G	1台	
	冷房能力	2.8 kW		
	暖房能力	3.2 kW		
	熱交換器型式	クロスフィン		
EHP-4-4	ビル用マルチエアコン室内機	PMFY-P71EM-G	1台	
	冷房能力	7.1 kW		
	暖房能力	8.0 kW		
	熱交換器型式	クロスフィン		
EHP-5-1	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P28LM-G	2台	
	冷房能力	2.8 kW		
	暖房能力	3.2 kW		
	熱交換器型式	クロスフィン		
EHP-5-3	ビル用マルチエアコン床置型室内機	PFFY-P56LEM-G	1台	
	冷房能力	5.6 kW		
	暖房能力	6.3 kW		
	熱交換器型式	クロスフィン		
EHP-5-4	ビル用マルチエアコン床置型室内機	PFFY-P71LEM-G	2台	
	冷房能力	7.1 kW		
	暖房能力	8.0 kW		
	熱交換器型式	クロスフィン		

旧保健センター系統(庁舎北側地階、1階及び2階)空調機器リスト

別紙4

名称	記号	仕様	設置台数	
ビル用マルチエアコン 三菱電機(株)製	PACM-B1	ビル用マルチエアコン室外機	PURY-RP224CMG4	1台
		冷媒	R410A	
		定格出力	5.4 kW	
	PACM-11	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP280DMG9	1台
		冷媒	R410A	
		定格出力	7.49 kW	
	PACM-23	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP280DMG9	1台
		冷媒	R410A	
		定格出力	7.49 kW	
	PACM-24	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP224DMG9	1台
		冷媒	R410A	
		定格出力	5.12 kW	
	PACM-25	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP280DMG9	1台
		冷媒	R410A	
		定格出力	7.49 kW	
	PACM-22	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP224DMG9	1台
		冷媒	R410A	
		定格出力	5.12 kW	
	PACM-21	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP224DMG9	1台
冷媒		R410A		
定格出力		5.12 kW		
PACM-13	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP355DMG9	1台	
	冷媒	R410A		
	定格出力	8.80 kW		
PACM-12	ビル用マルチエアコン室外機	PUHY-RP140DMG9	1台	
	冷媒	R410A		
	定格出力	3.81 kW		
PACM-B1、 PACM-11、 PACM-23、 PACM-24、 PACM-25、 PACM-22、 PACM-21、 PACM-13、 PACM-12	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P28BMG9	1	
	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P28HMG9	7	
	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P28LMG9	1	
	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P36BMG9	1	
	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P36HMG9	26	
	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P36LMG9	3	
	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P45HMG9	3	
	ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P56HMG9	2	
ビル用マルチエアコン室内機	PLFY-P71HMG9	7		
空冷ヒートポンプ式 (庁舎北側1階) 三菱重工冷熱(株)製 平成29年5月設置	室外ユニット	FDCVP804HKAG	1台	
		冷媒		R410A
		定格出力		1.8 kW
	室内ユニット	FDTWVXP404AG	2台	

消防用設備等リスト

別紙5

名称	仕様	数量
自動火災報知受信機	製造者名 ホーチキ株式会社 型式等 P型1級受信機 受第11-2号 HAR-AAS3020	1
表示機	型式等 PEX-50G	1
差動式スポット型熱感知器		144
定温式スポット型熱感知器		43
光電式スポット型煙感知器		76
イオン化式スポット型煙感知器		1
地区音響装置		12
発信機		11
連結送水管・連結散水設備	埋込又口型	2
	放水口	5
ヘッド	SP-C 72℃	52
テスト弁		4
補助タンク	100ℓ	1
屋内消火栓設備	ポンプ 製造者名 極東機械製作所 型式等 MF80-III-2	1
	発電機 製造者名 三菱電機(株) 型式等 SB-E(11kw)	1
粉末消火設備	製造者名 ヤマトプロテック(株) 型式等 YDA-75S型 C-403-1号	3
電動機の制御装置	自立型専用	1
起動装置	消火栓組込及び制御盤	1
加圧送水装置	80φ×450 ℓ/min ×62×11kw	1
呼水槽	100ℓ	1
仕切弁		1
逆止弁		1
消火栓箱・ホースノズル	1号消火栓 ホース 15m×22本 ノズル径 13mm×22本	11
防災連動制御盤	製造者名 ホーチキ株式会社 型式等 RCC-A2 4A 式	1
防火戸		8
防火ダンパー		11
防火シャッター		4
避難はしご	製造社名 (株)宮本鉄工 は 第11-1号 金属製避難つりさげはしご	1
緩降機	製造社名 松本機工(株) 5m	1
	製造社名 松本機工(株) 9m	1
非常コンセント		1
避難口誘導灯	従来型20W	9
	従来型10W	13
	高輝度BL級	7
	高輝度C級	2
通路誘導灯	従来型10W	4
	高輝度BL級	1
	高輝度C級	2
非常電源	専用受電設備	1
消火器具	10型	46
	ABC粉末消火器	1

京都市下京区総合庁舎の建築物の敷地及び構造の定期点検その他業務委託仕様書

1 委託する業務

本件は、以下の業務を行うものである。

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第12条第2項の規定に基づき、「建築物の敷地及び構造」を点検し、その結果を報告する。
- (2) 京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）第13条の2の規定に基づき、「屋外広告物」を点検し、その結果を報告する。
- (3) (1)及び(2)の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

2 点検の対象物

- (1) 法第12条第2項の点検の対象施設（棟単位）

施設名 京都市下京区総合庁舎（京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8）

構造 SRC地下1階地上5階建

建築面積 1,372.88㎡

延床面積 6,446.23㎡

敷地面積 2,374.87㎡

- (2) 条例第13条の2の点検対象の屋外広告物

3箇所（南玄関看板、北玄関看板、駐車場出入口スロープシャッター上看板）

なお、上記に記載されていない屋外広告物が敷地内に設置されていることを確認した場合は、京都市下京区役所地域力推進室担当者（以下、「担当者」という）に報告を行うこと。

3 点検の対象項目

法第12条第2項に基づき、建築物の敷地及び構造を点検する。

外装仕上げ材等の点検において、全面的にテストハンマーによる打診等を実施する。

条例第13条の2に基づく屋外広告物の点検は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）に基づき実施することとし、原則として、目視、打診等により、損傷、変形及び腐食等の異常の有無を確認する。

4 点検の基準

点検の基準は以下のとおりである。

- (1) 法令
 - ア 法第12条第2項
 - イ 法施行規則第5条の2
 - ウ 平成20年3月10日国土交通省告示第282号
 - エ 条例第13条の2

(2) 点検基準（いずれも最新版を使用すること）

- ア 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- イ 「特定建築物定期調査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- ウ 「タイル外壁及びモルタル塗り外壁 定期的診断マニュアル」（発行：公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA））
- エ 「国の機関の建築物の点検・ガイドライン」（発行：一般財団法人 建築保全センター）
- オ 「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）

(3) 参考資料

- ア 「屋外広告物点検基準（案）」（一般財団法人日本屋外広告業団体連合会・公益社団法人全日本ネオン協会・一般社団法人サインの森）
- イ 「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」（京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課）

5 点検の資格

(1) 法第12条第2項に基づく点検を行う者は、次のいずれかの資格を有していること。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 建築物調査員

(2) 条例第13条の2に基づく点検を行う者は、上記(1)又は次のいずれかの資格を有していること。

- ア 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- イ 電気事業法第43条第1項に規定する主任技術者（同法第44条第1項第1号から第3号までに掲げる主任技術者免状の交付を受けている者に限る。）
- ウ 広告美術科に係る職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員又は広告美術仕上げに係る同法に基づく技能検定（3級の技能検定を除く。）の合格者
- エ 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- オ 屋外広告物点検技能講習修了者

※ 契約締結後、速やかに上記(1)及び(2)に示す資格者証の写しを京都市下京区役所地域力推進室まで提出すること。

6 成果品

成果品として、以下の書類を対象施設（棟単位）ごとに、紙2部及び電子データ（エクセル形式）1部提出すること。

- (1) 定期点検記録（点検様式1-1）
- (2) 点検記録表（点検様式1-2）
- (3) 点検結果図（点検様式1-3）
- (4) 関係写真（点検様式1-4）
- (5) 屋外広告物安全点検報告書（点検様式1-5）
- (6) 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式1-6-1）
- (7) 内訳書（参考様式1-6-2）

7 その他

(1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を

受けること。

(2) 受注者は、点検前に、点検計画、点検経路及び点検日時について、担当者と調整すること。

(3) 点検に当たり、委託業務以外に、精密調査等が必要な場合*は、担当者に報告すること。

※ 「精密調査等が必要な場合」とは、例えば以下の場合である。

ア 外装仕上げ材の点検において、竣工後、外壁改修後又は落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年以内にもかかわらず、手の届く範囲の打診又は目視を行った結果、異常が認められ、全面的にテストハンマーによる打診等が必要な場合

イ 特定天井の天井材の点検において、天井裏を目視により確認する際、新たに点検口を設置する必要がある場合

ウ 吹付け石綿の点検において、建築物石綿含有建材調査者等専門技術者等が3年以内に実施した調査結果がなく、その調査が必要な場合

(4) 点検計画書（点検経路、点検箇所及び点検日時が確認できるもの）を担当者に提出し、承認を受けること。

(5) 受注者は、点検に当たっては施設利用者のプライバシーを尊重し、施設利用者に負担をかけないように配慮すること。

(6) 受注者は、業務の一括再委託を行ってはならない。

(7) 受注者は、点検に図面等が必要な場合は、貸与品以外の資料については、自らの負担で作成すること。

(8) 受注者は、業務上知り得た事項を当該業務に関わるもの以外に漏らしてはならない。

京都市下京区総合庁舎の建築設備（昇降機を除く。）の定期点検その他業務委託仕様書

1 委託する業務

本件は、以下の業務を行うものである。

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、「建築設備（昇降機を除く。）」及び「防火設備」を点検し、その結果を報告する。
- (2) (1)の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘内容があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

2 点検の対象施設

点検の対象施設（棟単位）

施設名 京都市下京区総合庁舎（京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608 番地の 8）
構造 SRC 地下 1 階地上 5 階建
建築面積 1, 372. 88 m²
延床面積 6, 446. 23 m²
敷地面積 2, 374. 87 m²

3 点検の対象項目

- (1) 建築設備（昇降機を除く。）
法第12条第4項に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備を点検する。
換気設備の点検を実施する。
- (2) 防火設備
法第12条第4項に基づき、防火設備を点検する。

4 点検の基準

点検の基準は以下のとおりである。

- (1) 法令
 - ア 建築設備（昇降機を除く。）
 - (7) 法第12条第4項
 - (4) 法施行規則第6条の2
 - (7) 平成20年3月10日国土交通省告示第285号
 - イ 防火設備
 - (7) 法第12条第4項
 - (4) 法施行規則第6条の2
 - (7) 平成28年5月2日国土交通省告示第723号

(2) 点検基準（いずれも最新版を使用すること）

ア 建築設備（昇降機を除く。）

- (ア) 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (イ) 「特定建築物定期調査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (ウ) 「建築設備定期検査業務基準書」（発行：財団法人 日本建築設備・昇降機センター）
- (エ) 「国の機関の建築物の点検・ガイドライン」（発行：一般財団法人 建築保全センター）

イ 防火設備

- (ア) 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (イ) 「特定建築物定期調査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (ウ) 「防火設備定期検査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (エ) 「国の機関の建築物の点検・ガイドライン」（発行：一般財団法人 建築保全センター）

(3) 参考資料

「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」（京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課）

5 点検の資格

点検者は、次の資格を有していること。

(1) 建築設備（昇降機を除く。）の点検者

点検者は、次のいずれかの資格を有していること。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 建築設備等検査員

(2) 防火設備の点検者

点検者及び調査者は、次のいずれかの資格を有していること。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 建築設備等検査員

※ 契約締結後、速やかに資格者証の写しを下京区役所地域力推進室まで提出すること。

6 成果品

成果品として、以下の書類を対象施設（棟単位）ごとに、紙2部及び電子データ（エクセル形式）1部提出すること。

(1) 建築設備（昇降機を除く。）

- ア 定期点検記録（点検様式3-1）
- イ 点検記録表（点検様式3-2-1～3-2-4）
- ウ 関係写真（点検様式3-3）
- エ 換気状況評価表、換気風量測定表、排煙風量測定記録表及び非常用照明装置の照度測定表（別表1～4）
- オ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式3-4-1）

カ 内訳書（参考様式 3-4-2）

(2) 防火設備

ア 定期点検記録（点検様式 4-1）

イ 点検記録表（点検様式 4-2-1～4-2-4）

ウ 点検結果図（点検様式 4-3）

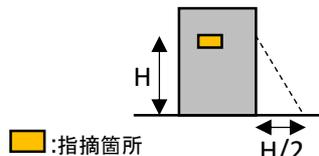
エ 関係写真（点検様式 4-4）

オ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式 4-5-1）

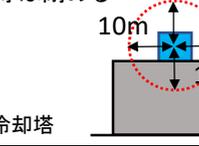
カ 内訳書（参考様式 4-5-2）

7 その他

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、京都市下京区役所地域力推進室担当者（以下、「担当者」という）の承認を受けること。
- (2) 受注者は、点検前に、点検計画、点検経路及び点検日時について、担当者と調整すること。
- (3) 点検に当たり、委託業務以外に、精密調査等が必要な場合は、担当者に報告すること。
- (4) 点検計画書（点検経路、点検箇所及び点検日時が確認できるもの）を担当者に提出し、承認を受けること。
- (5) 受注者は、点検に当たっては施設利用者のプライバシーを尊重し、施設利用者に負担をかけないように配慮すること。
- (6) 受注者は、業務の一括再委託を行ってはならない。
- (7) 受注者は、点検に図面等が必要な場合は、貸与品以外の資料については、自らの負担で作成すること。
- (8) 受注者は、業務上知り得た事項を当該業務に関わるもの以外に漏らしてはならない。

	点検項目	指摘内容	被害想定	ソフト面での応急措置	修繕工事(仮)
地盤	【塀】 	<ul style="list-style-type: none"> ひび割れが多数見られる 傾斜している 破損している箇所がある 	<ul style="list-style-type: none"> 塀の転倒により歩行者が下敷きになる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 塀が転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> 塀の撤去及び修繕
	【擁壁】 	<ul style="list-style-type: none"> ひび割れが発生している 傾斜している 破損している箇所がある 水抜きパイプが3m以内ごとに1か所以上設けられていない 水抜きパイプが詰まっている 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の崩落により、歩行者が生き埋めになる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁が倒壊する恐れがある範囲を立入禁止とする 水抜きパイプを清掃する 	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁を修繕する
外部	【外壁: 躯体・外装仕上げ材等】 	<ul style="list-style-type: none"> 躯体又は外装材にひび割れが見られる 躯体又は外装材が欠損及び剥落している 鋼材全面に錆が発生している 	<ul style="list-style-type: none"> 躯体又は外装材が剥落し歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さの概ね2分の1の水平面内を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> 外装材等を修繕 落下しそうな外雨漏れ対策とし 施設運営上必要な部分設(仮設足場等)
	【外壁: 窓サッシ等】 	<ul style="list-style-type: none"> サッシが変形している 劣化により錆が発生している ビスが緩んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> サッシ、ガラス、部品が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 当該窓を使用禁止にする 当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さの概ね2分の1の水平面内を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> サッシを取替え 施設運営上必要な部分設(仮設足場等)
	【外壁: 広告板、空調室外機等】 	<ul style="list-style-type: none"> 電線にゆるみや断線が見られる 本体及び支持部材等に変形、損傷、錆、腐食が見られる 傾きが見られる 照明装置が点灯しない 基礎にひび割れが見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 電線が垂下がり、歩行者に接触し、感電事故の恐れがある 部品等が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ゆるみや断線が見られる電線に触れられないよう周囲を立入禁止とする 広告板等が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> 撤去及び必要 施設運営上必要な部分設(仮設足場等)
屋根	【屋根】 	<ul style="list-style-type: none"> 瓦等に割れが見られる 緊結金物に著しい腐食が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 瓦等が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 建物周囲を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> 瓦等を葺き替え 落下しそうな瓦れ対策としてシ 施設運営上必要な部分設(仮設足場等)
	【機器及び工作物】 	<ul style="list-style-type: none"> 本体及び支持部材に変形、損傷、錆、腐食が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 部品等が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 機器及び工作物が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> 撤去及び必要 施設運営上必要な部分設(仮設足場等)
内部	【防火区画】 	<ul style="list-style-type: none"> 内装材が不燃材料でない 防火戸が設置されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 火災時に上階へ炎が延焼し、重大な人身事故の恐れがある 火災時に煙が建物内に蔓延し、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある 避難階段が炎や煙で使用できず、建物内に取り残される恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> 内装材を不燃材に 防火戸を新設 不適切な内装材を撤去しRC造躯体がRC造
	【天井】 	<ul style="list-style-type: none"> 天井材に大きなたわみが見られる 天井材の一部が落下している 天井材に損傷が見られる 天井下地材の外れ、ゆるみが見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の頭部に天井材が落下し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 当該室又は、周囲を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> 天井材又は下地材を撤去 天井(下地材)を

	<ul style="list-style-type: none"> 距離や幅員が不適合となっている 避難通路に物品等が放置されており、幅員が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路図を掲示する 放置している物品等を移動させる 	<ul style="list-style-type: none"> 間仕切りを撤去する
<p>【出入口】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 扉前に物品等が放置されており、出口幅の不足や、使用できなくなっている 出口が鍵なしでは開錠できない錠で施錠されており、発災時に容易に解錠できない 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に避難ができず、逃げ遅れる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 放置している物品等を移動させる 	<ul style="list-style-type: none"> 出口の錠を発災時に解錠できる錠に取
<p>【避難上有効なバルコニー】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> バルコニーを居室に改造している 手摺が損傷・劣化している 物品等が放置されており、避難上有効な状態でない 避難ハッチが開閉できない 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時にバルコニーが使用できず、逃げ遅れる恐れがある 手摺を使用した際に手摺と一緒に転落する恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 放置している物品等を移動させる 当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さの概ね2分の1の水平面内を立入禁止とする  <p>■:指摘箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> バルコニーを居室部を撤去する 手摺を修繕する 施設運営上必要な部分の仮設足場等
<p>【階段】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 物品等が放置されており、避難上有効な状態でない 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 放置している物品等を移動させる 	
<p>【排煙設備等:防煙壁】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 防煙垂れ壁や防煙区画の壁が撤去されている 防煙垂れ壁が損傷している 可動式防煙壁が作動しない 	<ul style="list-style-type: none"> 火災時に煙が蔓延することで、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> 防煙垂れ壁等修繕又は新設する
<p>【排煙設備等:排煙設備】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 排煙設備が作動しない 手動開閉装置が損傷しており操作できない 物品等により、操作盤や排煙口が塞がれている 	<ul style="list-style-type: none"> 火災時に排煙ができず、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 居室の使用時は窓を開け換気を行う 放置している物品等を移動させる 	<ul style="list-style-type: none"> 排煙設備を修繕する
<p>【その他の設備等:非常用の進入口等】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用進入口に格子等が取り付けられ、進入ができない 内側に物品等が放置され進入の障害となる 進入口の表示がない 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時の救助や消火活動が行えない恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 放置している物品等を移動させる 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用進入口の格子を撤去する 進入口の表示を
<p>【その他の設備等:非常用エレベーター】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 乗降ロビーに間仕切りが設置され、面積が確保できていない 乗降ロビーの出入口扉が防火戸になっていない 乗降ロビーに物品等が放置されている 排煙設備が作動しない 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時の救助や消火活動が行えない恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 放置している物品等を移動させる 迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> 間仕切りを撤去する 防火戸を新設する 排煙設備を改修する
<p>【その他の設備等:非常用の照明装置】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用照明装置が撤去されている 非常用照明装置のランプが外されている 点灯しない 物品等が照明の妨げとなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 懐中電灯を各部屋などに設置しておく 放置している物品等を移動させる ランプを設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用照明装置を新設する

	<p>【設備機器全般】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器本体及び支持部材に変形、損傷、錆、腐食が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器等が落下又は転倒により歩行者が下敷きになる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者が通行する範囲を立入禁止とする ・設備機器が落下又は転倒する恐れがある範囲を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去及び必要 ・施設運営上止 ・必要のある部分 ・設(仮設足場等 ・破損した部品等 ・収する
及び設備	<p>【換気扇】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障している ・調理室等の必要換気量を満足していない ・ダンパーが故障(常時閉鎖)している 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理器具等を使用禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気扇、ダンパ
	<p>【排気筒、排気フード及び煙突】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食により孔が開き排気ガス等が漏れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器を使用禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・漏れている箇所
	<p>【冷却塔】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬液注入装置が故障している 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジオネラ属菌の増殖によりレジオネラ症を発症する恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却塔運転時(冷房時)は10m以内を立入禁止とする ・冷却塔運転時(冷房時)は10m以内の外気取入口を塞ぎ、居室の窓等は閉める 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却塔の清掃 ・する ・投入形式の薬
	<p>【排煙機】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙機が故障している ・必要排煙風量を満足していない ・物品等により、排煙口が塞がれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時に排煙できないことにより避難に支障をきたし、火災に巻き込まれ重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する ・懐中電灯を各部屋などに設置しておく ・排煙口を塞いでいる物品等を移動させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙機を修繕
照明	<p>【非常照明】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明装置が撤去されている ・非常用照明装置のランプが外されている ・点灯しない ・物品等が照明の妨げとなっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する ・懐中電灯を各部屋などに設置しておく ・放置している物品等を移動させる ・ランプを設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明装
	<p>【飲料用給水タンク】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫網が欠損している ・タンクが腐食又は欠損し漏水している ・内部に異物がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫、鼠等がタンク内に侵入すること及び内部に異物があることで水質が汚染され、食中毒が発生する恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用として使用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫網を修繕 ・異物を回収する ・水質検査を実
及び	<p>【ガス湯沸器】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒又は煙道が破損している 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス湯沸器を使用禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒、煙道を
	<p>【マンホール】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・蓋が無い又は欠損している 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホール内へ落下し重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・板等で蓋をしたうえで、周囲を立入禁止とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな蓋を設

		<ul style="list-style-type: none"> ・ローラチェーンがボルトと干渉している ・シャッターやケース等に劣化等が見られる ・隙間が空いている ・危害防止装置が未設置又は作動不良となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある ・防火シャッターが急に降下し、施設利用者の頭部に落下し、重大な人身事故の恐れがある ・閉鎖時に人が挟まれ、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター等を通らないように通行禁止にする ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所を修繕する ・劣化部の部品 ・危害防止装置
	<p>【ドレンチャー等】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品等が放置され、手動作動装置の操作に支障がある ・水幕形成の妨げとなる障害物が設けられている ・弁の開閉操作ができない ・スイッチが破損又は作動しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時に必要な水幕が形成できず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・放置している物品等を移動させる ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所を修繕する
ター クリ ン 等	<p>【連動機構：各感知器】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器が作動不良となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時防火扉が閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所を修繕する
	<p>【連動機構：連動制御器等】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・連動制御機器が作動不良となっている ・温度ヒューズが切れている ・バッテリーの動作保証期限が切れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時防火扉が閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所を修繕する
	<p>【連動機構：閉鎖装置・作動装置】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器が作動不良となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時防火扉が閉鎖せず、炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所を修繕する
	<p>【総合的な作動の状況】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・完全に閉鎖しない ・閉鎖途中で停止した ・感知器等に連動して閉鎖しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災時に炎や煙が建物内に蔓延し、重大な人身事故の恐れがある ・火災時にスムーズに避難ができず、逃げ遅れる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火設備を撤去する ・不良箇所を修繕する ・劣化部の部品
降機)	<p>【エレベーター等】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・制御基板に絶縁不良が見られる ・巻上機のプレーキの保持力が不足している ・ロープに変形や摩耗が見られる ・その他、要是正の指摘があがる 	<ul style="list-style-type: none"> ・制御装置が正常に動作せず、利用者が扉に挟まれ、重大な人身事故の恐れがある ・巻上機のプレーキが動作せず、エレベーターかごが躯体に衝突し、重大な人身事故の恐れがある ・ロープの切断により、エレベーターかごが落下し、重大な人身事故の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該昇降機の使用を停止する 	<ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所を修繕する ・劣化部の部品

法令の定期点検による要是正項目についても、適切に修繕工事を行うこと。

点検様式1-1

定期点検記録
(敷地および構造)

(第一面)

建築基準法第12条第2項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

年 月 日

施設管理者

【1. 対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格】
() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 所属又は勤務先】
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格】
() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 所属又は勤務先】
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

【4. 点検による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無
- 【ニ. その他特記事項】

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
 その他 () 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 鉄骨造 その他 ()

【ロ. 階数】 地上 階 地下

【ハ. 敷地面積】 m²

【ニ. 建築面積】 m² (建築基準法に拠る)

【ホ. 延べ面積】 m² (建築基準法に拠る)

【3. 用途別床面積】

①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
(床面積の合計) (m²)

②病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等
(床面積の合計) (m²)

③学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ施設の練習場
(床面積の合計) (m²)

④百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10m²以内のものを除く)。
(床面積の合計) (m²)

⑤倉庫
(床面積の合計) (m²)

⑥自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ
(床面積の合計) (m²)

⑦事務所その他これに類する用途に供する建築
(床面積の合計) (m²)

【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

年 月 日 概要 ()
年 月 日 概要 ()
年 月 日 概要 ()
年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無

【ロ. 確認済証】 有 無
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無

【ニ. 検査済証】 有 無
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

点検等の概要

【1. 点検の状況】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施

【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【ハ. 建築設備の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【ニ. 昇降機等の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【ホ. 防火設備の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の外部)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の内部)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(避難施設等)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(その他)

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】

(該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) ()
無

【ロ. 措置予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 有 無

【ロ. 不具合等の記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定)
予定なし

【6. 備考】

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
 ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
 ③ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 ④ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
 ⑤ 3欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
 ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
 ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 ⑧ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
 ⑨ 4欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
 ⑩ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。建築物とは1の建築物（建築基準法施行令第1条第1号）を指します。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑥ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑦ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑧ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑩ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 6欄の「ニ」は、⑨に準じて記入してください。
- ⑫ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画若しくは、国家機関の建築物及びその附属施設の保全に関する基準に基づく保全計画について記入してください。
- ⑬ 6欄の「ヘ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑭ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑮ ここに書き表せない事項で特に記録すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の点検を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。

⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。

⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。

② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。

⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(建築物の敷地及び構造)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目		点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2 建築物の外部							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外壁	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況					
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況					
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況					
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					

番号	点 検 項 目		点 検 結 果			備 考		
			指摘 なし	要 是 正				
				既 存	不 適 格			
4 建築物の内部								
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況						
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況						
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況						
(4)		防火区画の外周部		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)				令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等		木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)				組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)				補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)				鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	壁の室内に面する部分	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）		準耐火性能等の確保の状況				
(12)				部材の劣化及び損傷の状況				
(13)				鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)				給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)				令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)				令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(17)	床	躯体等		木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)				鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)				準耐火性能等の確保の状況				
(21)				一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況			
(22)				給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分		室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)				室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)				特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)				居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況				
(28)				防火扉又は戸の開放方向				
(29)				戸（令第112条第19項第二号に規定する戸に限る。（30）及び（31）において同じ。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(30)				戸の閉鎖又は動作の状況				
(31)				戸の閉鎖又は作動の支障となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(32)	常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定状況							
(33)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況						
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況						
(35)		警報設備の劣化及び損傷の状況						
(36)	スプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況						
(37)		令和6年国土交通省告示第284号第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況					

番号	点 検 項 目	点 検 結 果			備 考	
		指 摘 な し	要 是 正			
				既 存 不 適 格		
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況				
(41)		換気設備の設置の状況				
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況				
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下	幅員の確保の状況				
(3)		物品の放置の状況				
(4)	出入口	出入口の確保の状況				
(5)		物品の放置の状況				
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)		物品の放置の状況				
(10)		避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	直通階段の設置の状況				
(12)		幅員の確保の状況				
(13)		手すりの設置の状況				
(14)		物品の放置の状況				
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)		開放性の確保の状況				
(19)	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)		付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(22)		物品の放置の状況				
(23)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
(24)		防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(25)	排煙設備	排煙設備	排煙設備の設置の状況			
(26)		排煙口の維持保全の状況				
(27)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			
(28)		非常用の進入口等の維持保全の状況				
(29)	その他の設備等	乗降ロビー	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況			
(30)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(31)		非常用エレベーター	乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(32)		物品の放置の状況				
(33)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				

番号	点 検 項 目		点 検 結 果			備 考
			指 摘 な し	要 是 正		
					既 存 不 適 格	
6 その他						
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況			
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）			
(4)			上部構造の可動の状況			
(5)		避雷設備	避雷針、避雷導線の劣化及び損傷の状況			
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況			
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
7 上記以外の点検項目						
その他確認事項						
法第12条第4項の規定による検査を要する防火設備の有無 <input type="checkbox"/> 有（ 階） <input type="checkbox"/> 無						
特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

- [1] この書類は、**建築物**ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、H20告示第282号別表第1（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、H20告示第282号別表第1（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 7「上記以外の点検項目」欄は、H20告示第282号第2の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 配置図及び各階平面図を点検様式1-3の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1-4の様式に従い添付してください。

点検記録表
(小規模事務所等)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検結果		備考
		指摘なし	要是正 既存 不適格	
1 建築物の内部				
(1)	堅穴区画の状況			
(2)	堅穴区画 堅穴区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況		
(3)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況		
(4)	準耐火構造の壁（堅穴区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能の確保の状況		
(5)		部材の劣化及び損傷の状況		
(6)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況		
(7)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況		
(8)	準耐火構造の床（堅穴区画を構成する床に限る。）	準耐火性能の確保の状況		
(9)		部材の劣化及び損傷の状況		
(10)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況		
(11)		区画に対応した防火設備の設置の状況		
(12)	防火設備（堅穴区画を構成する防火設備に限る。）	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況		
2 避難施設				
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況		
(2)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況		
(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況		
(4)		物品の放置の状況		
(5)		避難器具の操作性の確保の状況		
(6)	直通階段	直通階段の設置の状況		
(7)		幅員の確保の状況		
(8)		手すりの設置の状況		
(9)		物品の放置の状況		
(10)		階段各部の劣化及び損傷の状況		
3 上記以外の点検項目				
その他確認事項				
法第12条第4項の規定による検査を要する防火設備の有無 <input type="checkbox"/> 有（ 階） <input type="checkbox"/> 無				
特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、H20告示第282号別表第2(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、H20告示第282号別表第2(イ)欄に掲げる点検項目について(ハ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 3「上記以外の点検項目」欄は、H20告示第282号第2の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- [11] 配置図及び各階平面図を点検様式1-3の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1-4の様式に従い添付してください。

点検様式 1 - 4

関係写真
(敷地・構造)

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式1-2の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表

点検の実施日： 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			
施設名称				
所在地				

【重大な事故等につながる恐れのある要是正項目】 : 有 無

※ 該当する□にレ印等でチェックしてください。また、「有」の場合は、以下の各項目を記載してください。
ただし、要是正項目の内「既存不適格」は除きます。

【平時被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	タイルの剥落による歩行者への危害	クラックが発生しているタイルを張り替える	¥1,773,200

* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。
* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

【非常時（発災時）に被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯(原因不明)	非常時に点灯しないため、迅速な避難ができない	非常用照明器具を取り替える	¥115,500

* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。
* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

(注意)

- ※ 「常時」及び「非常時（災害時）」共に被害が想定される場合は、「常時」として表に記載してください。
- ※ 「番号」欄は、点検様式 1-2 「点検記録表」の特記事項に記載の番号としてください。
- ※ 「点検場所」欄は、点検様式 1-4 「関係写真」に添付の写真を撮影した室名等を記載してください。
- ※ 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法について、応急措置の場合は、その旨を記載してください。
- ※ 「是正に要する概算費用」欄に記載の概算費用の根拠として、参考様式 1-6-2 「内訳書」を添付してください。

【内訳書】

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	クラックが発生しているタイルを張り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場設置費	運搬費含む	500	m ²	3,000	1,500,000	
既存タイル撤去		20	m ²	1,200	24,000	
新設タイル張り		20	m ²	2,500	50,000	
発生材処分	運搬費含む	1	式		10,000	
諸経費		1	式		28,000	

合計	1,612,000
消費税	161,200
総合計 (税込み)	1,773,200

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常用照明器具を取り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
非常用照明器具	型番：●-○	5	個	10,000	50,000	
施工費	既設品撤去含む	1	式		25,000	点灯試験含む
発生材処分	運搬費含む	1	式		5,000	
諸経費		1	式		25,000	

合計	105,000
消費税	10,500
総合計 (税込み)	115,500

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

合計	
消費税	
総合計 (税込み)	

(注意)

- ※ 「番号」「点検場所」「点検項目」「指摘の具体的内容」「指摘事項の是正方法」欄は、点検様式 1 - 6 - 1 「重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表」の記載内容と同じにしてください。
- ※ 内訳書は、専門業者の見積書、物価本、実績単価等を基に、可能な範囲で行ってください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じ行の追加等を行ってください。
- ※ 当様式は参考様式となりますので、必ずしもこれによる必要はありません。

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(あて先) 京都市●●局●●部●●課長

報告者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類	(広告番号:) 屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他		
設置場所	京都市 区 町 丁目 番号 (施設名称:)		
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
点検者	氏名		
	住所		
	電話番号		
	資格名称		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無・不明	改善の概要等
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無 不明	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無 不明	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無 不明	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 無 不明	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無 不明	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無 不明	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無 不明	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無 不明	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無 不明	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無 不明	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無 不明	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無 不明	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無 不明	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無 不明	
その他	1 付属部材(※)の腐食、破損	有 無 不明	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無 不明	
	3 その他点検した事項()	有 無 不明	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注1) 点検方法は、原則として、目視、打診等により、損傷、変形、腐食等の異常の有無を確認してください。

注2) 点検項目ごとに「異常の有・無・不明」欄に○印を入れ、「有」の場合は改善の概要を記載の上、写真を添付してください。

注3) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要等」欄に斜線を引いてください。

注4) 高所に設置されており、点検にあたって高所作業車等を用いる必要がある点検項目にあっては、「異常の有・無・不明」欄を「不明」とし、高所作業車等を用いないと点検できない旨を記載の上、写真を添付してください。

注5) アンカーボルト等、コンクリートに覆われ、破壊しないと目視できない場合にあっては、外観で異常の有無を確認し、「改善の概要等」欄に破壊しないと目視できない旨を記載してください。

注6) 別添1-2に記載されていない屋外広告物にあっては、「広告物等の種類」欄に、別添1-2に記載されていない旨を記載してください。

点検様式3-1

定期点検記録
(建築設備(昇降機を除く。))

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

年 月 日

施設管理者

【1. 対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階

【ロ. 建築面積】 m²

【ハ. 延べ面積】 m²

【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施

【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無

【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無

【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無

【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定)
予定なし

【8. 排煙設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法 (階)
その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ホ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン その他 ()

【10. 排煙設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】白熱灯 (灯) 蛍光灯 (灯) LEDランプ (灯) その他 (灯)
- 【ロ. 予備電源】蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
その他 ()

【14. 非常用の照明装置の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】有 (年 月に改善予定) 無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】有 無
- 【ハ. 改善の状況】実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 号
建築設備検査員
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】
- (その他の点検者)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 号
建築設備検査員
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】給水タンク (基 m³) 貯水タンク (基 m³)
その他 ()
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他 ()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】有 (年 月に改善予定) 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定)
予定なし

【20. 備考】

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたもの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 3欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 3欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要です**。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は**記入不要です**。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入し

㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(換気設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			備考	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備 機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機又は排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(10)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量			
(11)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(12)	中央管理方式の空気調和設備 空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		各居室の温度				
(18)	各居室の相対湿度					
(19)	各居室の浮遊粉じん量					
(20)	各居室の一酸化炭素含有率					
(21)	各居室の二酸化炭素含有率					
(22)	各居室の気流					
2 換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	機械自然換気及び設備 自然換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(12)		換気扇による換気の状況				
(13)		給気機又は排気機の設置の状況				
(14)		機械換気設備の換気量				
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室						
(1)	その他 （防火ダンパーの開口部を除く。） 防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
4	上記以外の点検項目等				
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は**記入不要**です。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(1/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 1(10)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。
- [11] 2(14)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- [12] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。
- [13] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [14] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(排煙設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目等	点検結果			備考	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1)	排煙機の外観	排煙機の設置の状況				
(2)		排煙風道との接続の状況				
(3)		煙排出口の設置の状況				
(4)		煙排出口の周囲の状況				
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)	排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(7)		作動の状況				
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況				
(9)		排煙機の排煙風量				
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置				
(12)		排煙口の周囲の状況				
(13)		排煙口の取付けの状況				
(14)		手動開放装置の周囲の状況				
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況				
(17)		排煙口の開放の状況				
(18)		排煙口の排煙風量				
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(20)		煙感知器による作動の状況				
(21)	機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(22)		排煙風道の取付けの状況				
(23)		排煙風道の材質				
(24)		防煙壁の貫通措置の状況				
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との隔離距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況			
(27)			防火ダンパーの作動の状況			
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ			
(31)			防火区画の貫通措置の状況			
(32)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置				
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)		手動開放装置の周囲の状況				
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量				
(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)		煙感知器による作動の状況				
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(41)		給気風道の材質				
(42)		給気風道の取付けの状況				
(43)		防煙壁の貫通措置の状況				
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(45)		給気風道との接続の状況				

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考	
			指摘なし	要是正			
				既 存	不 適 格		
(46)	特殊な構造の 排煙設備の 給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況					
(47)		作動の状況					
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況					
(49)		給気送風機の給気風量					
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(51)		特殊な構造の 排煙設備の	吸込口の設置位置				
(52)		給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況				
(53)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー							
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況					
(2)		給気口の周囲の状況					
(3)	加圧防 排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)		排煙風道の取付けの状況					
(5)		排煙風道の材質					
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)			給気口の取付けの状況				
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)			給気風道との接続の状況				
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)			給気送風機の作動の状況				
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)			吸込口の周囲の状況				
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)			空気逃し口の周囲の状況				
(27)		空気逃し口の性能	空気逃し口の取付けの状況				
(28)			空気逃し口の作動の状況				
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)			圧力調整装置の周囲の状況				
(31)			圧力調整装置の取付けの状況				
(32)			圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況			
3 令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)		可動防 煙壁	手動降下装置の作動の状況				
(2)	手動降下装置による連動の状況						
(3)	煙感知器による連動の状況						
(4)	可動防煙壁の材質						
(5)	可動防煙壁の防煙区画						
(6)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						

番号	点検項目等	点検結果			備考
		指摘なし	要是正		
			既	存不適格	
4 予備電源					
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)		発電機の発電容量			
(3)		発電機及び原動機の状況			
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)		始動用の空気槽の圧力			
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)		自家用発電装置の取付けの状況			
(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)		接地線の接続の状況			
(12)		絶縁抵抗			
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(14)		始動の状況			
(15)		運転の状況			
(16)		排気の状況			
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
(18)	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(20)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(21)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(22)		給気部及び排気管の取付けの状況			
(23)		Vベルト			
(24)		接地線の接続の状況			
(25)		絶縁抵抗			
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況			
5 上記以外の点検項目等					
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は**記入不要**です。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(2/4)第二(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(2/4)(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

- [10] 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。
- [11] 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（別表3-2）を添付してください。
- [12] 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3-3）を添付してください。
- [13] 5「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。
- [14] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [15] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(非常用の照明装置)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目等		点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
1 照明器具							
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等					
(2)		照明器具の取付けの状況					
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置							
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能					
(2)	照度	照度の状況					
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況					
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況					
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
3 電源別置形の蓄電池及び自家発電装置							
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(2)		電気回路の接続の状況					
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況					
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					
(6)		蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替えの状況					
4 電池内蔵形の蓄電池							
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況					
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況					
5 電源別置形の蓄電池							
(1)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)		蓄電池等の状況	蓄電池室の換気の状況				
(3)			蓄電池の設置の状況				
(4)	蓄電池の性能	電圧					
(5)		電解液比重					
(6)		電解液の温度					
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況					
(8)		キュービクルの取付けの状況					
6 自家発電装置							
(1)	自家発電装置	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)		自家発電装置等の状況	発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			始動用の空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家発電装置の取付けの状況				
(10)			自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(11)			接地線の接続の状況				
(12)		絶縁抵抗					
(13)	自家発電装置の性能	電源の切替えの状況					
(14)		始動の状況					
(15)		運転の状況					
(16)		排気の状況					
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					

番号	点 検 項 目 等	点 検 結 果			備 考
		指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	
7	上記以外の点検項目等				
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は**記入不要**です。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(3/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（別表4）を添付してください。
- [11] 7「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。
- [12] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [13] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表
(給水設備及び排水設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目等	点検結果			備考
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1 飲料用の配管設備及び排水設備					
(1)	（隠蔽飲料部用配管及び埋設排水部配管を除く。）	配管の取付けの状況			
(2)		配管の腐食及び漏水の状況			
(3)		配管が貫通する箇所損傷防止措置の状況			
(4)		継手類の取付けの状況			
(5)		保温措置の状況			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況			
(7)		配管の支持金物			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			
(9)		止水弁の設置の状況			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			
2 飲料水の配管設備					
(1)	（並等及び以下に給水ポンプを含む。）	給水タンク等の設置の状況			
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			
(5)		給水ポンプの運転の状況			
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況			
(7)		給水タンク等の内部の状況			
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
3 排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ			
(2)		排水槽の通気の状況			
(3)		排水漏れの状況			
(4)		排水ポンプの設置の状況			
(5)		排水ポンプの運転の状況			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			
(7)	（含む。）排水再利用水道を	雑用水の用途			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況			
(9)		配管の標識等			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(11)		消毒装置			
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(13)	その他排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(15)	その他 排水管	公共下水道等への接続の状況				
(16)		雨水排水立て管の接続の状況				
(17)		排水の状況				
(18)		掃除口の取付けの状況				
(19)		雨水系統との接続の状況				
(20)		間接排水の状況				
(21)		通気管	通気開口部の状況			
(22)	通気管の状況					
4 上記以外の点検項目等						
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は**記入不要**です。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(4/4) (ろ) 欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(4/4) (ろ) 欄に掲げる点検事項について同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検様式 3 - 3

関係写真
(建築設備 (昇降機を除く))

部位	番号	点検項目等	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項		

部位	番号	点検項目等	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項		

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式3-2-1～3-2-4の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表

点検の実施日： 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			
施設名称				
所在地				

【重大な事故等につながる恐れのある要是正項目】 : 有 無

※ 該当する□にレ印等でチェックしてください。また、「有」の場合は、以下の各項目を記載してください。
ただし、要是正項目の内「既存不適格」は除きます。

【平時被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	タイルの剥落による歩行者への危害	クラックが発生しているタイルを張り替える	¥1,773,200

* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。

* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

【非常時（発災時）に被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯(原因不明)	非常時に点灯しないため、迅速な避難ができない	非常用照明器具を取り替える	¥115,500

* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。

* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

(注意)

- ※ 「常時」及び「非常時（災害時）」共に被害が想定される場合は、「常時」として表に記載してください。
- ※ 「番号」欄は、点検様式 3-2-1～3-2-4 「点検記録表」の特記事項に記載の番号としてください。
- ※ 「点検場所」欄は、点検様式 3-3 「関係写真」に添付の写真撮影した室名等を記載してください。
- ※ 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法について、応急措置の場合は、その旨を記載してください。
- ※ 「是正に要する概算費用」欄に記載の概算費用の根拠として、参考様式 3-4-2 「内訳書」を添付してください。

【内訳書】

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	クラックが発生しているタイルを張り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場設置費	運搬費含む	500	m ²	3,000	1,500,000	
既存タイル撤去		20	m ²	1,200	24,000	
新設タイル張り		20	m ²	2,500	50,000	
発生材処分	運搬費含む	1	式		10,000	
諸経費		1	式		28,000	

合計	1,612,000
消費税	161,200
総合計 (税込み)	1,773,200

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常用照明器具を取り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
非常用照明器具	型番：●-○	5	個	10,000	50,000	
施工費	既設品撤去含む	1	式		25,000	点灯試験含む
発生材処分	運搬費含む	1	式		5,000	
諸経費		1	式		25,000	

合計	105,000
消費税	10,500
総合計 (税込み)	115,500

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

合計	
消費税	
総合計 (税込み)	

(注意)

- ※ 「番号」「点検場所」「点検項目」「指摘の具体的内容」「指摘事項の是正方法」欄は、点検様式 3 - 4 - 1 「重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表」の記載内容と同じにしてください。
- ※ 内訳書は、専門業者の見積書、物価本、実績単価等を基に、可能な範囲で行ってください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じ行の追加等を行ってください。
- ※ 当様式は参考様式となりますので、必ずしもこれによる必要はありません。

別表3 排煙風量測定記録表 (A 4) *注1)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1	排煙機系統(機器番号等)	排煙機銘板表示
		排煙機の規定風量 最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 =$ m^3/min

排 煙 口						判 定
階	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

排 煙 機					判 定
排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A 4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示		給気送風機の性能 (風量)	
				m3/min	

2	排 煙 口					判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m2)	測定風速 (m/s) ^{※注1)}	測定風量 (m3/min)	
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	給 気 送 風 機				判 定
	吸込口面積 (m2)	測定風速 (m/s) ^{※注1)}	測定風量 (m3/min)	規定風量 (m3/min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等
1 給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示	給気送風機の性能 (風量)
		m3/min

遮煙開口部・空気逃し口								判定
階	室名	空気逃し口の方式 ^{※注1)}	測定排出風速 ^{※注2)} (m/s)	規定排出風速 ^{※注3)} (m/s)	算定式 ^{※注3)}	遮煙開口部の高さ (m)		
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	
		1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正	

3 直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
有 ・ 無	指摘なし・要是正

4 排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。
 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算定し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。
 ① $V=2.7\sqrt{H}$ ② $V=3.3\sqrt{H}$ ③ $V=3.8\sqrt{H}$
 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

点検様式4-1

定期点検記録
(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

年 月 日

施設管理者

【1. 対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 点検による指摘の概要】

要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階

【ロ. 建築面積】 m²

【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施

【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法 (階)

全館避難安全検証法

その他 ()

【ロ. 防火設備】

防火扉 (枚) 防火シャッター (枚)

耐火クロススクリーン (枚) ドレンチャー (台)

その他 (台)

【6. 防火設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定)

予定なし

【8. 備考】

防火設備に係る不具合の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
 ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
 ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。
 ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
 ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
 ④ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
 ⑤ 3欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
 ⑦ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係るすべての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 ⑧ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
 ⑨ 4欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
 ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
 ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫ 5欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

⑬ 6欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所全ての建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあつては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあつては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表
(防火扉)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		扉の取付けの状況					
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況					
(4)		常閉防火扉	固定の状況				
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉※	作動の状況				
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(7)		感知の状況					
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(10)			結線接続の状況				
(11)			接地の状況				
(12)			予備電源への切り替えの状況				
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(14)			容量の状況				
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(16)	再ロック防止機構の作動の状況						
(17)	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況					
(18)		防火区画の形成の状況					

上記以外の点検項目

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(1/4) (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(1/4) (イ) 欄に掲げる点検項目について同表(ロ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。

- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-2、点検様式4-2-3又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。
- [13] ※欄は、常閉防火扉にあっては、各階の主要なものについてのみ記入してください。

点検記録表
(防火シャッター)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考		
			指摘なし	要是正	既存不適格			
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況						
(2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※						
(3)		スプロケットの設置の状況※						
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※						
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況						
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況					
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況						
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況						
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況						
(10)	防火シャッター	危害防止用連動中継器の配線の状況						
(11)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。)	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況					
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況					
(14)			作動の状況					
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(16)			感知の状況					
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(19)				結線接続の状況				
(20)				接地の状況				
(21)				予備電源への切り替えの状況				
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(23)				容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況						
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況						
(27)		防火区画の形成の状況						

上記以外の点検項目

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

[1]

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。

[4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。

[5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。

[6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(2/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

[7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。

[8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

[9] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。

[10] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。

[11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。

[12] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

[13] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表
(耐火クロススクリーン)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既存 不 適 格	
(1)	耐火 ク ロ ス ス ク リ ー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイド レール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に供 する部分に設ける耐 火クロススクリーン に係るものに限 る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知 器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況			
(18)			劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況				
(23)		防火区画の形成の状況				

上記以外の点検項目

特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況				
(3)	開閉弁	開閉弁の状況				
(4)	排水設備	排水の状況				
(5)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況				
(6)		給水装置の状況				
(7)	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況				
(8)		結線接続の状況				
(9)		接地の状況				
(10)		ポンプ及び電動機の状況				
(11)		加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況				
(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況				
(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況				
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)		感知の状況				
(17)	制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)		結線接続の状況				
(19)		接地の状況				
(20)		予備電源への切り替えの状況				
(21)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)		容量の状況				
(23)	自動作動装置	設置の状況				
(24)	手動作動装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				

上記以外の点検項目

特記事項

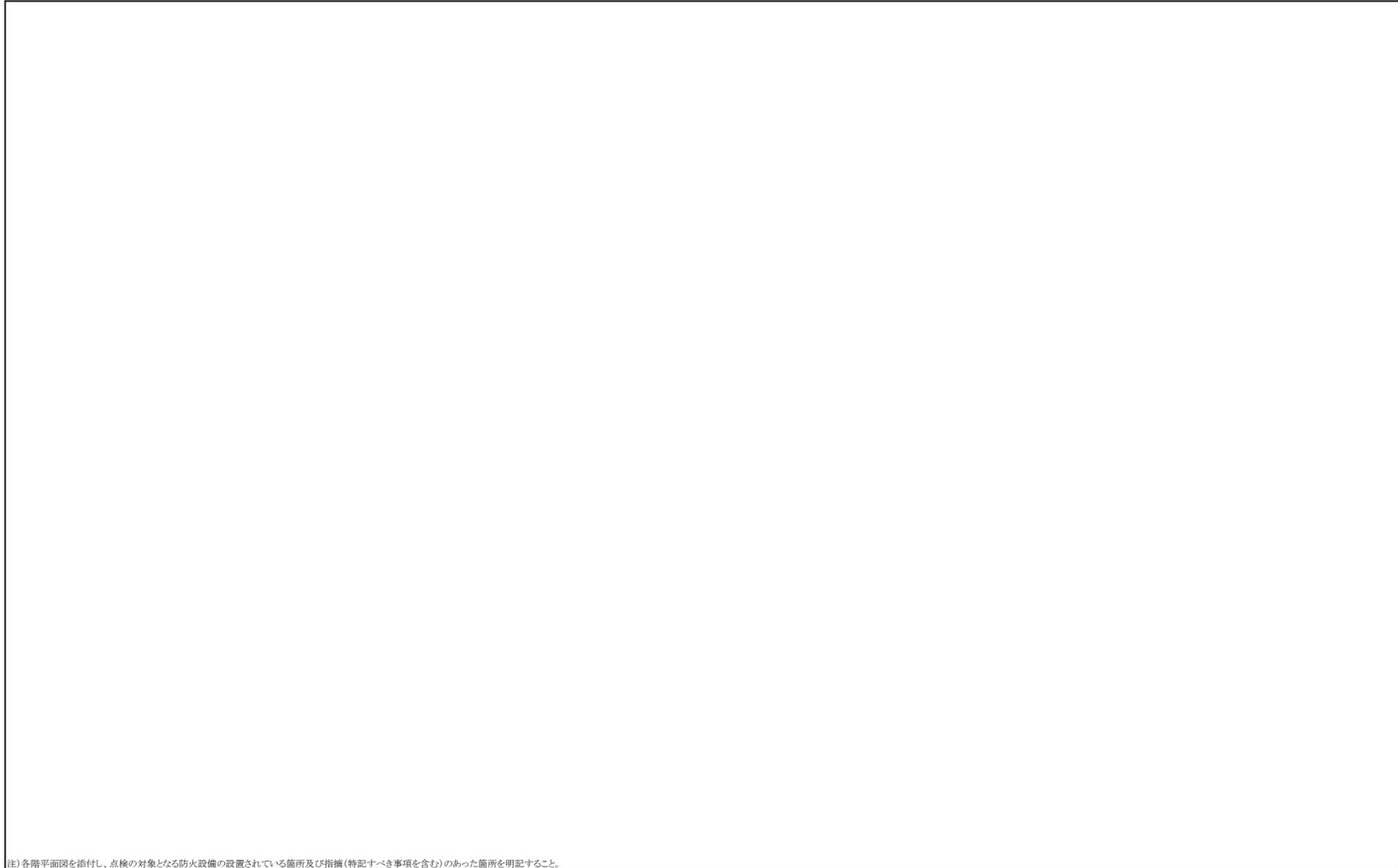
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は**記入不要**です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、H28告示第723号第一ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、当該点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。また、同告示第一第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、[5]から[8]に準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-3の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検様式4-3

点検結果図(防火設備)



注)各階平面図を添付し、点検の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指標(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真
(防火設備)

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式4-2-1～4-2-4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表

点検の実施日： 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			
施設名称				
所在地				

【重大な事故等につながる恐れのある要是正項目】 : 有 無

※ 該当する□にレ印等でチェックしてください。また、「有」の場合は、以下の各項目を記載してください。
ただし、要是正項目の内「既存不適格」は除きます。

【平時被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	タイルの剥落による歩行者への危害	クラックが発生しているタイルを張り替える	¥1,773,200

* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。
* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

【非常時（発災時）に被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用(税込み)
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯(原因不明)	非常時に点灯しないため、迅速な避難ができない	非常用照明器具を取り替える	¥115,500

* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じても、別途、詳細調査を行う必要がある。
* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

(注意)

- ※ 「常時」及び「非常時（災害時）」共に被害が想定される場合は、「常時」として表に記載してください。
- ※ 「番号」欄は、点検様式4-2-1～4-2-4「点検記録表」の特記事項に記載の番号としてください。
- ※ 「点検場所」欄は、点検様式4-4「関係写真」に添付の写真撮影した室名等を記載してください。
- ※ 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法について、応急措置の場合は、その旨を記載してください。
- ※ 「是正に要する概算費用」欄に記載の概算費用の根拠として、参考様式4-5-2「内訳書」を添付してください。

【内訳書】

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	クラックが発生しているタイルを張り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場設置費	運搬費含む	500	m ²	3,000	1,500,000	
既存タイル撤去		20	m ²	1,200	24,000	
新設タイル張り		20	m ²	2,500	50,000	
発生材処分	運搬費含む	1	式		10,000	
諸経費		1	式		28,000	

合計	1,612,000
消費税	161,200
総合計 (税込み)	1,773,200

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常用照明器具を取り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
非常用照明器具	型番：●-○	5	個	10,000	50,000	
施工費	既設品撤去含む	1	式		25,000	点灯試験含む
発生材処分	運搬費含む	1	式		5,000	
諸経費		1	式		25,000	

合計	105,000
消費税	10,500
総合計 (税込み)	115,500

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

合計	
消費税	
総合計 (税込み)	

- (注意)
- ※ 「番号」「点検場所」「点検項目」「指摘の具体的内容」「指摘事項の是正方法」欄は、点検様式4-5-1「重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表」の記載内容と同じにしてください。
 - ※ 内訳書は、専門業者の見積書、物価本、実績単価等を基に、可能な範囲で行ってください。
 - ※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じ行の追加等を行ってください。
 - ※ 当様式は参考様式となりますので、必ずしもこれによる必要はありません。